

# 等の綿石 基準 処分 処

## 年度内にマニュアル改正

### 閉鎖後の形質変更も課題に

廃石綿等の埋立処分基準に関する第2回検討委員会が11月19日、都内で行われた。廃棄物処理法の施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントへの対応、石綿含有廃棄物等処理マニュアル(2007年3月)の改正がテーマとなり、固化や薬剤による安定化、処分場外への飛散防止措置の考え方などについて議論となった。

先月7日から1カ月間にわたり行われたパブコムでは、廃石綿等の埋立処分基準の改正に関して、固化の基準、作業方法、薬剤の種類についての具体的な規定、グローブバックで密閉した状態で処理した場合の取り扱いなどの意見が寄せられた。委員会では有識者から「固化化については『十分な養生』とあるが、具体的な基準があれば行政もチェックしやすい」、

「配合比の目安があった方が分かりやすい」、「浸出水への影響があるため、薬剤の組成を示すことが必要」などの意見が挙げられた。

これに対し、環境省は「方法の違いもあり、養生期間は一概に規定できない。これまでの固化または二重こん包から固化化、薬剤等の措置を講じた上で二重こん包となるため、ある程度、泥状でも飛散防止措置は十分ではないか」と述べた。

薬剤については、同省は「大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業時に使われる飛散防止剤や建築基準法に規定する石綿封じ込め措置の際に使われる石綿飛散防止剤を想定。その内容についてはマニュアルなどで明示する」という。国土交通大臣認定の石綿飛散防止剤の埋立処分基準への義務化、薬剤の耐久性などを規定する

予定はないという。グローブバックの取り扱いについては、有識者から「密閉除去したものを再び開封して飛散防止措置を講じるのはかえって危険を伴う」と意見があり、同

省も「その他これらに準ずる措置」に含めた方がよいか検討したい」と回答した。廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないように土砂で覆うことを明記したことに関し

て、有識者から「今回の改正で、アスベストが埋められた処分場は掘削、基礎打ちを伴う形質変更が不可能になったのではないかと踏まえ、処分場の形質変更についても検討すべき」との意見が挙げられた。

これに対し、同省は「不可能とは断定していない。都道府県知事の自治事務のため個別の判断となる」と回答した上で、「法律上の明確な規定はなく、ガイドライン、法令改正を含めてどのような方法があるか検討したい」と述べた。